

当院における身体拘束を最小化する取り組みについて

●身体拘束に対する指針

当院では、患者または他の患者等の生命または、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をおこないません

●身体拘束最小化チームの設置

チームは専任の医師、看護師、薬剤師、セラピスト、ソーシャルワーカー、臨床工学技士、事務職など多職種で構成しています

●身体拘束最小化チームの活動内容

- (1) 身体拘束最小化に向けたラウンドを月に1回以上実施しています
- (2) 身体拘束に向けラウンドカンファレンスをおこないます
 - ① 3原則の再確認（切迫性・非代替性・一時的）をおこないます
 - ② 身体的拘束を開始した場合は、3原則の当該状況、代替案について検討します
 - ③ 患者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し、拘束解除に向けた検討をおこないます
 - ④ 意識啓発や予防策等の必要事項の確認・見直しをおこないます
- (3) ラウンドカンファレンスの内容は記録し職員で共有します